

「議員研修会」を実施しました

訓子府町議会活性化特別委員会では、「住民に開かれた議会」を目指し、議会改革に取り組んでいます。平成24年度から取り組んできた改革を含め、平成28年度からは議会基本条例の制定を一つの目標として、条例に盛り込むさまざまな改革案について議論を展開しています。

本年度は、条例制定に向け活性化委員会内に議会基本条例研究部会を設け、条例や活性化策などの議論を深めるとともに、各種研修会を実施しています。

5月28日に札幌市で開かれた「芽室町議会改革シンポジウム」に議員2名を派遣し、7月22日には北海道町村議会議長会参与の勢簀氏を招いての研修会を、8月18日・19日には十勝管内2町への行政視察研修を実施、さらに11月には長野県内3町で議会改革を中心とした道外行政視察研修を実施する予定です。

条例の制定には、住民の皆さんとの関わりも非常に重要で、本年度中に報告会などといった形で条例についての意見交換なども予定していますので、ご協力願います。

今回の臨時号では、活性化委員会の取り組みの一部を報告するものとして、7月22日の研修会の講演内容（要旨）を掲載いたします。

議会活性化研修会

7月22日 15時～17時45分

議会委員会室

講師：勢簀 了三氏

研修テーマ「地方議会の使命と
議会改革」

- ◆地方自治は二代表制である。議事機関（議会）と執行機関（町長）はいずれも町民の代表である。議会は議決機関とも言われるが、単に可決・否決だけではなく議決に至るまでの過程（審議など）も含めた使命・責任もあることから議事機関という言い方をする。
- ◆議員個人に調査権はなく、議会の権限である。例えば、一般質問の最中に「資料を出せ」というのは議員の権限から逸脱している。
- ◆議員の発言について（一般質問）＝他町

村議会の悪い例を挙げる。

- ・だらだらと長い。何を聞きたいのか分からない。
- ・原稿の棒読み。
- ・首長に対して質問ではなく要望をしている。それは本会議の議論ではない。
- ・「教えてほしい」とは議員自身の不勉強ぶりをさらしている。勉強の場ではない。
- ・議案が事前配布されているのに、その事前勉強が足りない。
- ・町内会長が町に要望するような、すぐに改善できることを一般質問するのはどうか。
- ・「答弁はいらない」という独演型も見られる。一対一のやりとりであることを忘れずに。
- ・首長の答弁が、質問に何も答えていない。
⇒議長の存在、行司役が試される。きちんと質問に答えているかを促さなければ

ならない。

- ・先輩議員の発言の姿を勉強するといいい。
- ◆議会の基本概念には議員の組織・議員の身分・議会の権限・議事手続きがあり、それぞれ関係する条例や規則などで定められている。それにもかかわらず、全国で不祥事が起きたり議会運営のルールを守らない議員がいるのはなぜか。ルールを知らないことが原因。改選の都度、ルールの勉強会を何回も開くべき。
- ◆議員は365日24時間フルタイムの仕事だと思っている。そういう意味では「通年議会」は議会活動・議員活動や対住民に対しても大きなメリットがあると考ええる。町の案件がなくても議長の都合で議員だけで開き、それを自由討議の場としてもいい。
- ◆議会の大きな権限として不信任決議がある。⇒首長や状況によっては、議会を解散する権利を行使する場合もある。
- ◆首長の予算提案権に対して、議会は異議があれば当然、否決なり、修正案を提出あるいは予算凍結の判断をするべき。ただ、議決は議会の意思決定。可決にせよ、否決にせよ、特に否決の場合は、否決の根拠、住民に対する説明責任を果たすことのできる内容であるかが重要である。⇒議決責任
 - ・議員も財政の勉強がもっと必要である。
- ◆意見書の提出などで、国会議員などを参考人として本会議に招致し、内容を聞くこともできる。
- ◆全国で初めて議会基本条例を制定した栗山町だが、札幌市議会によるモデル案が基になっているが、栗山はその前後から議会改革の取り組みや議論をしていた。その栗山の条例には、毎年 of 報告会開催や議員間討議、首長に反問権を与えることなどが盛り込まれている。
- ◆現在、全国で736市町村、約4割の市

町村議会が議会基本条例を制定している。

- ◆栗山の議会報告会は、呼んでくれた地域などに出かける方式。日程なども相手の都合に合わせる。住民の意識も高く、質の高い報告会で、いろいろ工夫を重ねて実施している。
- ◆議会改革や活性化のメーンとなるのは「開かれた議会」。本会議場にテレビカメラを導入し、インターネット中継をする。これは傍聴者を増やし、大勢の人の注目を集める。同時に質の高い議論につながっていく。
- ◆この研修が、そして議員間の議論が訓子府の条例制定に向けた第一歩。制定がゴールではなく、中身をいかに実践していくか、地道に始めていくことが大切。それが、いい議会改革となる。任期中の政策提案など改革の成果に結びつけてほしい。



※講師略歴

勢旗 了三（せはた りょうぞう）氏

- ・1948(昭和23)年6月1日 北海道網走市に生まれる。
- ・1973(昭和48)年3月 小樽商科大学商学部を卒業後、民間会社勤務の後、女満別町(現大空町)役場に入る。
- ・議会事務局長などを歴任し1994(平成6)年3月退職。
- ・同年4月、北海道町村議会議長会に入る。事務局次長を経て、2002(平成14)年4月から2014(平成26)年3月まで事務局長。2014(平成26)年4月から同会参与。